

呑香稲荷神社神代神楽の歴史と現在

橋本裕之（國學院大學客員教授・坐摩神社権禰宜）



『呑香稲荷神社神代神楽調査報告書』

・「平成23年から令和3年にかけて市指定無形民俗文化財の呑香稲荷神社神代神楽について調査を行い、調査結果をまとめた報告書を令和5年3月に作成いたしました。」

呑香稲荷神社神楽調査報告書
— 呑香稲荷神社神楽の歴史と現在 —

自己紹介

・1961年大阪府生まれ。早稲田大学大学院文学研究科博士課程芸術学（演劇）専攻中退。博士（文学）。国立歴史民俗博物館民俗研究部助手・助教授、プリンストン大学東洋学部客員講師、ミシガン大学日本研究センター客員教授、アイオワ大学人類学部客員准教授、グリーンネル大学日本学客員教授、千葉大学文学部助教授・教授、盛岡大学文学部教授、福山大学人間文化学部客員教授、追手門学院大学地域・文化創造機構特別教授・社会学部教授・地域創造学部教授などを歴任。現在、坐摩神社権禰宜、國學院大學学術資料センター客員教授、大阪公立大学都市科学・防災研究センター客員研究員、神戸女子大学古典芸能研究センター客員研究員、美浜町伝統文化継承アドバイザー、菅代村地域づくりアドバイザー、鶴島神楽保存会会員、阪神虎舞世話人。専攻はパフォーマンス・スタディーズ（民俗学・演劇学）。「あらゆるパフォーマンスは演者と観客を内在しており、両者が相互交渉することによって不断に変化する」という観点から、「見る／見られる」関係の実践的な意味について、儀礼・芸能・博物館を取り上げながら研究している。東日本大震災以降は民俗芸能支援と博物館展示に関するさまざまな活動に従事している。

著書など

・単著として『春日若宮おん祭と奈良のコスモロジー』（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、1986年）『王の舞の民俗学的研究』（ひつじ書房、1997年）『演技の精神史—中世芸能の言説と身体—』（岩波書店、2003年）『民俗芸能研究という神話』（森話社、2006年）『舞台の上の文化—まつり・民俗芸能・博物館—』（追手門学院大学出版会、2014年）『震災と芸能—地域再生の原動力—』（追手門学院大学出版会、2015年）『芸能的思考』（森話社、2015年）『儀礼と芸能の民俗誌』（岩田書院、2015年）『王の舞の演劇学的研究』（臨川書店、2017年）、編著として『目からウロコの民俗学』（PHP研究所、2002年）、『災害文化の継承と創造』（臨川書店、2016年、林勲男との共編）、監修として『心をそだてる子ども歳時記12か月』（講談社、2005年）『明日の例大祭を考える—福井県三方郡美浜町の彌美神社例大祭をめぐる活動記録—』（福井県里山里海湖研究所、2018年）、『日本の歳時記めり絵』（Gakken、2024年）、『ドラえもん学びワルド—季節の行事としきたり—』（小学館、2024年）など多数。第11回日本民俗学会研究奨励賞（日本民俗学会）、第1回本田安次賞受賞（民俗芸能学会）受賞。



無形民俗文化財って何？

- ・「今回の講演会で取り上げるのは、形の無い“無形民俗文化財”。長い時間をかけ、人から人へ受け継がれてきた貴重な伝統芸能で、これからも守り伝えることが必要な文化財です。先人はどんな想いで舞い伝えてきたのか。無形民俗文化財が持つ価値について考えてみませんか。」
- ・「民俗文化財とは衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を示すものである。」
- ・「無形文化遺産とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。」

文化芸術基本法

- ・「基本理念 第二条10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。」
- ・「文化財等の保存及び活用 第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。」
- ・「地域における文化芸術の振興等 第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。」

神楽の本義

- ・神楽は共同体や個人の生命力を強化するため、**疲い・清め・鎮め**などを**実践する芸能**であり、冬祭りにおいて行われる場合が多い。神楽は湯立神楽、採物神楽、巫女神楽、獅子神楽に大別されるが、いずれも同様の役割をはたしている。



『千と千尋の神隠し』

・動画を視聴する(4分57秒)。



目次

1. はじめに
2. 神代神楽の由来
3. 山伏神楽の痕跡
4. 神代神楽の復活
5. 神代神楽の名称
6. 神代神楽の機会
7. 神代神楽の演目
8. 「機織舞」の復活
9. おわりに

1 はじめに

神代神楽の歴史と現在

・「本稿は岩手県二戸市福岡字五日町29に所在する吞香稲荷神社に伝わる吞香稲荷神社神代神楽(以下、神代神楽といい、「しんだいかぐら」と読む)に関する概要をまとめたものである。神代神楽は従来もいくつかの調査報告が発表されている。刊行された年順に代表的なものを紹介しておく。二戸郡誌編集委員会編『二戸郡誌』、森口多里『岩手県民俗芸能誌』、中田功一「神代神楽」(岩手県教育委員会編『岩手県の民俗芸能—岩手県民俗芸能緊急調査報告書—』)、二戸市史編さん委員会編『二戸市史』第2巻(近世・近代・現代)、相馬福太郎『二戸の神楽』などが挙げられる。だが、その内容は不正確な部分も含まれているため、私が平成23年(2011)以降、断続的に継続してきた現地調査におけるインタビューの成果をも反映させながら、吞香稲荷神社神代神楽の歴史と現在を描き出してみたい。」(橋本裕之『吞香稲荷神社神代神楽調査報告書—吞香稲荷神社神代神楽の歴史と現在—』、二戸市教育委員会、2023年、1頁)

『第30回二戸市郷土芸能祭』①

・「吞香稲荷神社の勧請年月は明らかではないが、現在の位置に遷座したのは天和2年(1682年)と伝えられている。藩政時代には南部藩の祈願所となり、毎年の大祭には千石の格式で数十名の無事が前後を警備して神輿渡御が行なわれた。この吞香稲荷神社に伝えられている神代神楽の歴史は、天保3年(1832年)に盛岡馬町の金蔵、兵蔵、佐七の神楽師3名を招き、教えを受けたのが始まりと言われている。また南部藩主36代利敬公の奉納品である衣装10点、面20余種がある。」



『第30回二戸市郷土芸能祭』②

・「神代神楽は、山伏神楽や江戸神楽とも趣を異にした日本神話の神々を演奏させる特殊な内容を持っている。従って、舞も古事記に記されているように天地創造を歌い舞う「葦牙舞(あしがいのまい)」に始まり、無戸室舞(うつむろのまい)・鶏舞(とりまい)・岩戸開舞(いわとびらきのまい)・大蛇退治舞(おろちたいじのまい)・国治舞(くにさだめのまい)・国譲舞(くにゆずりのまい)・宮古初舞(みやこはじめのまい)等30余種にも及んだと言われている。囃子方は、太鼓・横笛・鉦・火太鼓(羯鼓)・言立師(いだてし)・神楽歌からなっている。大正14年3月には、田中館愛橘博士(昭和19年文化勲章受章)等の尽力により、帝国議会に保存費を請願した。その結果、満場一致をもって採択されたが、議会の解散によって遂にそのままとなった。神代神楽と名付けたのはこの時からである。昭和38年3月10日、市の無形民俗文化財に指定され保存に務めているが、若い後継者に恵まれず、関係者の悩みの種となっている。」

『二戸市史』第2巻(近世・近代・現代)①

- ・「吞香稲荷神社の神楽は、江戸神楽の系統をひく盛岡の多賀神楽の流れをくむ神楽である。」
- ・「現在実演できるのは一〇種目ぐらいである。」
- ・「延享三年(一七四六)当時福岡(宮野)に八幡宮市明院があり、その後吞香稲荷神社に合祀されたといわれるが、神楽のことについての記録は残っていない。」
- ・「いずれも神代神楽の歴史と現在を描き出す上で重要な手がかりであると思われる。」

神徒の神楽

・「中田功一は「氏子を中心に、神社のさまざまな祭りに神楽殿で演じられてきたが、小保内道彦は「神楽は芸能ではない、伝統神事である。神話に基づき儀式もある。」という。観光とかイベントとは無関係に神事として行うから、身内に不幸があったりして忌みがかかれば神事をとりやめるという良い意味での頑固さが残っている。」という。小保内道彦は先代の宮司であるが、昭和59年(1984)に設立された吞香稲荷神社神代神楽保存会じたい専ら神徒、つまり神舞祭を斎行する人々によって構成されていることも、神代神楽の性格を理解する上で重要だろう。これは第9代の宮司である小保内孫陸定安が「復古神道を高唱し、又我が神国の根本義に則って大いに神舞祭を奨励した。今日福岡町内のみで神舞を営む者二百余戸に及び、県内に異色あるに至ったのは一に翁の感化に基くのである。」という事情に由来していると思われる。」(橋本裕之、前掲書、3頁)

2 神代神楽の由来

吞香稻荷神社の創建

- 「吞香稻荷神社が創建された時期ははっきりしないが、**天和2年（1682）に現在の場所に遷座したと伝えられている**。この場所は南部信直が居城として定めた福岡城における松の丸の一角に相当している。藩政期は盛岡藩の祈願所として歴代の藩主によって崇敬されてきた。岩館武敏が明治42年（1909）に著した『二戸志』は、吞香稻荷神社について「傳フル所吞香稻荷神社祭神ハ稻倉靈命ニシテ伊勢國会郡山田原二人坐アラセラル、豊受姫命ノ別ケ靈ニシテ勸請年月審ナラス」と述べた上で、こう続けている。」（橋本裕之、前掲書、3頁）

岩館武敏『二戸志』

- 「天正十九年九戸政実ノ乱ヲ避テ津軽郡ニ遷座シ乱平キテ後本郡ノ漆澤村ニ遷座セラレ天和二年二月三日ニ至リテ現位地ニ遷座セラル是ニ於テ年ノ五月大明神号ヲ宣授セラレ爾來本郡ノ鎮守トシテ藩主累代ノ尊崇スル所トナリ社殿華表石階皆藩庫ノ負担ヲ以テ修理若クハ新營セラレ之ニ加フルニ社領ヲ寄セラレ神号旗敷流幕並ニ大提灯ノ寄進アリ而シテ其大祭ハ藩ノ官祭トセラレ神輿渡御ノ誓固トシテハ地方ノ士ニ命シテ前驅後乗^{（十石ノ重旗ヲ持テ子ニ從フ）}ト為シ其他旗奉行及び繰出奉行、行列奉行、固目役、火ノ廻、祭事係長皆士族ニ命セラル藩政當時ニアリテハ七月二十日より二夜三日ヲ祭日トス末社ハ江戸函館其他十二社アリタリキ」

『二戸郡誌』①

- 「吞香稻荷神社の勸請年月は明かではないが、天正十九年に政実の乱をさけて津軽郡に遷座、乱後二戸郡の漆沢に遷座、現在の位置に遷座したのは天和二年二月三日と伝えられている。爾來二郡の総鎮守として藩主累代の尊崇するところ、天保二年藩主は、格式千石の行列をもって参拝したといわれている。大正九年県社となった。」

奥昌一郎「吞香稻荷神社の神代神楽」

- 「吞香神社、祭神は、宇迦御靈命（うかのみをまのみこと）（伊勢外宮豊受姫命の別靈）で、創建の年月は明らかでない。天正19年、九戸の乱をさけて、一時津軽に遷座し、乱収まってのち二戸郡漆沢の稲庭岳に遷り、天和2年（1682）現在の地に遷座した。南部信直公（26代）が、三戸城より移って居城とした福岡城松の丸の一角にあたる高台の地にある。／歴代藩主の崇敬厚く、貞享3年、（重信公（29代）によって社殿の御造営があってより、社殿、神饌所、神楽庫、華表、石段などの新営再建は、藩の命による普請奉行によって行なわれた。また参道中腹にある、枝宮泥土煮神社は、享保9年八戸侯によって創建されたもので、当初は古くより、中山奥の総鎮守として尊敬されてきた。／例年の大祭は、藩祭としてとり行なわれ、藩主または代参の参向があり荘厳なもので、お上祭りとよばれていた。／藩主によって寄進された神楽、御旗、双鶴御紋入りの幕、その他の神具も多く、本殿の欄に掲げられている扁額は、利敬公（36代）の筆であり、現在使用されている高雅な神楽面も、藩公の寄進にかかるものである。」

相馬福太郎『二戸の神楽』①

- 「岩手県北の吞香稻荷神社（元県社）は宇迦御靈命（うかのみをまのみこと）を祭神とし、創建の年月は明らかではないが、藩政時代神輿渡御の際の警護役の前駆、後乗には千石格の士が指名される慣例である。従って、この神社は千石の格式を持つと言われてきた。戦後は無資格社の秋葉神社、愛宕神社と合同した三社祭として九月五・六・七日の三日間秋祭りを行う。この秋祭りと五月二日の吞香稻荷神社春祭りとに神楽殿で神代神楽が演ぜられる。／福岡の稲荷神社のお祭りは「三社祭」と言われるが、昔は「吞香稻荷神社」と、尻口山の連山にオドセ山があり、その山中にあった神明社が、麓から離れた平地に遷座され、更に五日町に遷座したあと吞香稻荷神社に合祀された「神明社」と、宮野八幡平にあった「八幡宮」の合祀があって三社と呼ばれたという。この八幡宮の一明院は福岡地区の筆頭として活躍され、五日町にいたこともあり住居跡などが残っているが、資料がなく詳しいことは不明である。」

遷座の経緯

- 「前述した市明院は一明院とも称したことが知られる。相馬は「天和以前の稲荷神社の由緒」にも踏み込んでおり、「**出羽の国飽海郡吹浦村に鎮座、国幣中社大物忌神社の御分霊を遷し祀った旧社だった。**」という。そして、「このような旧例によって浄法寺村稲庭岳に勸請、その後、五十六代清和天皇の方三皇子閑院宮貞元親王の方二皇子三河ノ守源兼信郷の第二子、三十六歌仙の一人で長保二年（一〇〇〇）奥州で死去したと言われる従五位上相模守信之の母堂の託宣によって、爾薩体の郷、宮野の里に遷座して稲荷大神として天正十九年（一五九一）まで経過してきた。この間、長保二年から天正十九年まで凡そ五百九十年の間である。」とも記している。相馬は『二戸郡誌』に記された遷座の経緯を細密に描いているので、その後の経緯も見えておきたい。」（橋本裕之、前掲書、45頁）

相馬福太郎『二戸の神楽』②

- 「天正十九年宮野城主九戸左近政実、南部氏に反し豊臣秀吉の大軍と戦火を交えたので、津軽に戦乱を避け、九戸城の乱が平定してから、浄法寺の漆沢に遷座した。遷座した場所沢口、安比への旧道で、福田への橋の近く、「はちらご」（八羅子）という場所だったという。／この頃、盛岡仙北町に住居を構えていた小保内源左衛門が禄高七十石だったが、この禄を返上して、実子孫次郎とともに漆沢へ移った。その夜、源左衛門の夢に／「我宮野の稲荷なり、天正の乱を津軽に避けて、いまここにありと言えども、宮野の里を慕うこと切なり、供奉して我を宮野に祀れ」とのお告げを聞いた。／翌朝、源左衛門は福岡の三日町（今の五日町）に赴き、清浄の地をトして祠を建立して大神を勸請したが、靈元天皇の天和二年（一六一六）壬戌二月三日であった。」

神代神楽の歴史

- 「だが、神代神楽の歴史は必ずしも古くない。神代神楽は吞香稻荷神社に付属する神楽であるが、天保3年（1832）に盛岡馬町の金蔵・兵蔵・佐七の神楽師3名を招いて、盛岡城下の大清水に鎮座していた多賀大明神の神楽を習ったものといわれる。当時の宮司は第8代宮司である小保内美作定令だった。こうした経緯は森口多里も「巻尾に「明治四十三年八月十五日福岡五日町 奥忠太郎 敬白」としてした「吞香稻荷神社里神楽之起元」という記録」の内容を紹介しながら、「この記録は吞香稻荷神社の祭典の仰々しかった模様をくわしく記述したあとに、「然レドモ往時音楽若シクハ里神楽ノナカリシ故有志者深ク之ヲ遺憾ト為シ先里神楽ノ創設ヲ企図ス神主小保内美作氏ニ謀リ天保三年盛岡ニ於テ其技二名アル馬町ノ金蔵兵蔵佐七ノ三子ヲ聘シ科ヲ分チテ子弟ニ教授セシム（後略）」という内容が述べられていることを紹介している。」（橋本裕之、前掲書、5頁）

多賀神楽の系統

- 「森口は「吞香稻荷神社里神楽之起元」が「金蔵兵蔵佐七ノ三子」について、「盛岡杉土手内二多賀神社アリ六月朔日ヲ以テ其大祭ヲ執行シ盛二里神楽ヲ奏演ス因テ盛岡人ニハ之ヲ多賀神楽ト呼ブ其社人は多ク名アル馬町ニ在リト伝フ金蔵兵蔵佐七ノ三人亦多賀ノ神楽社人ナラザルベキカ」として注記している部分も引用しており、**盛岡馬町の金蔵・兵蔵・佐七三名がいずれも多賀神楽の社人であることがわかる。多賀大明神の神楽は古くから伝承されていた地神楽と文化年間に習得した江戸神楽の二種類が存在していたらしい**。実際は文化3年（1806）、当時の盛岡藩主であった南部利敬によって多賀大明神の山田吉種たちが江戸に派遣されて、江戸神楽12番を習得したため、従来の地神楽と新規の江戸神楽という二つの系統が伝えられてきたのである。」（橋本裕之、前掲書、5頁）

「禊祓の舞」

- ・動画を視聴する（5分15秒～10分30秒）。



「陸奥の土風」の「巫子舞」

- ・「神代神楽が山伏神楽の要素を手放していない消息を知らせる痕跡は、ほかにいくつか残っている。小保内東家が明治初期に描いた絵巻物「陸奥の土風」は、香香稲荷神社の秋祭りにおける行列を大きく取り上げており、「巫子舞」と「権現舞」を演じていると思われる神楽の一行が登場する。国香よう子は「陸奥の土風」に付した解説において、「赤い衣装を見にまとい、シャン、シャン、シャンと、右手に鈴をならし、左手に幣束をもち、観衆に愛敬をふりまく主は天細女命。／天岩戸前で、踊りをおどったという神さまだ。／天細女命は、芸能の神さま、神楽舞いの元祖。」という。だが、これは一人で舞っているから、「岩戸開舞」に登場する天細女命の舞というよりも「巫子舞」を描いていると考えておきたい。」（橋本裕之、前掲書、8頁）

「陸奥の土風」の「権現舞」

- ・「一方、国香は「獅子頭の権現さまが、ぴったりと後につづいている。」ともいう。これは一人が頭を持ち、もう一人が剣を持つ様子は、「権現舞」の典型をなぞっている。また、太鼓・鉦・笛を奏する様子も描かれており、山伏神楽の要素を確認することができるのである。いずれも神代神楽に直接つながるかどうか不明だが、今日の神代神楽に關していえば「権現舞」は存在しないので、別の神楽を描いた可能性も存在している。だが、明治初期以降に「権現舞」を失ったことを示唆しているとも考えられるのである。」（橋本裕之、前掲書、8頁）



香香稲荷神社と羽黒修験

- ・「じっさい、国香は「香香稲荷神社の起源は、承和のころ（八四〇年代）国幣中社大物忌神社（山形県）のご分霊を勧請したのが、その起こりといわれ、また古くは吉平大神殿と呼ばれて、羽黒修験につながる古社であったといわれている。」という。また、相馬も香香稲荷神社が「ある時代に「吉平大神殿」と呼ばれて、羽黒修験につながる古社とも伝えられた。」というから、山伏神楽が奉納されていてもおかしくないはずである。これは江戸後期に漆戸茂樹がまとめた『北奥路程記』によっても証せられる。」（橋本裕之、前掲書、8～9頁）

漆戸茂樹『北奥路程記』

- ・「五日町右方、神明、香香稲、石壇登りよき社なり、香香稲荷別当 社領三石 小保内某 堂三間四面、神輿堂二間四面、竜堂三間四面往古八羽黒流修験、天和二年、別当孫次郎神祇官に至りて始めて香香稲荷と号す 貞享三年、重信公、社を御造立、今存する所堂是なり、元禄十六年信恩、社領を賜ふ、祭礼七月十七日、十九日神輿渡りあり、此稲荷の社、九戸古城の松丸のもと也」
- ・『北奥路程記』は江戸後期にまとめられた。

神代神楽と巻堀神楽

- ・「小保内家がかつて羽黒派修験であったこと、初代の宮司として数えられる小保内孫次郎定義が天和2年に京都で吉田神道を学び、香香稲荷という神号を授かったことがわかる。定義の後を継いだ第2代の宮司である小保内儀兵衛定重が定義の嫡養子であり、巻堀村の出身だったことも興味深い。というのも、岩手県盛岡市玉山区巻堀の巻堀神社に伝わる巻堀神楽は「明治元年（1868）、巻堀神社の神主であった工藤清と社中から選ばれた数名の者が盛岡大清水の多賀大明神の社風神楽を習得し、伝授された神楽という。」のである。神代神楽と巻堀神楽は演目が少なからず重なっており、同根であることが一目瞭然である。定重の養子縁組に触発されて小保内家と巻堀村の交流が長く続いていたとしたら、巻堀神楽が創始された遠因の一つとして考えられるかもしれない。ところが、巻堀神楽は社風神楽に見られない「権現舞」を伝承しており、山伏神楽の要素も残しているのである。」（橋本裕之、前掲書、9頁）

神代神楽の「権現舞」？

- ・「それは多賀神楽の地神楽に由来しているのかもしれない。玉山区に伝わる神楽は典型的な山伏神楽ばかりだから、近隣の影響を受けたのかもしれない。そして、「陸奥の土風」が往時の神代神楽に伝承されていたが明治初期以降に失われた「権現舞」を描いていたとしたら、その影響も考えられるかもしれない。いずれにしても神代神楽という名称が考案される以前の出来事であろうが、相馬は『二戸の神楽』において御獅子舞の歌を紹介している。その実態は不明であるが、かつて神代神楽が「権現舞」を伝承していた可能性は大きいはずである。『二戸市史』第2巻（近世・近代・現代）は「明治以前における当地方の神社はほとんど神仏混雑で、別当も修験者（山伏）であったから、祭礼といっても、修験主催の祈祷や神楽奉納を主とした「所祭礼」（神輿渡御行列などの儀衛のない）だったと思われる。」ことを指摘した上で、香香稲荷神社についてこう述べている。」（橋本裕之、前掲書、9頁）

『二戸市史』第2巻（近世・近代・現代）②

- ・「神号を持った香香稲荷社も古くは「所祭礼であったが」、宝暦十三年（一七五六）七月十四日、藩主より新たに六角神輿が奉納された時、神輿渡御を行い、それ以後「御行列之次第、此度格別之思召有之候二付、御城内稲荷行列之通二仕候様 御内意之趣……」によって、御城内稲荷行列の書付を下げ渡され神輿渡御・還御・御湯立の三日日程、行列儀衛の格式が定められた、と宮司小保内家文書に見える。／明治初年の神仏分離令によって神社となった諸社の内には、香香稲荷の祭礼儀衛に準じたものが多かったのではないと思われる（金田一の牛頭天王社（現八坂神社）はもっと古いようだ）が、不詳である。」

修験が関与していた可能性

- ・「この文書を確認することはできなかったが、**吞香稲荷神社もそもそも修験が関与していたとしたら、祭礼において山伏神楽が奉納されていた可能性は大きい。**そういえば、冒頭でも紹介したが、『二戸市史』第2巻（近世・近代・現代）は「延享三年（一七四六）当時福岡（宮野）にも八幡宮市明院があり、その後吞香稲荷神社に合祀されたといわれるが、神楽のことについての記録は残っていない。」ことを指摘している。この市明院は「福岡村八幡別当宮野山八幡寺一明院（宮野氏）であるが、資料を欠き詳細不明である。」が、二戸郡において羽黒派修験の触頭（頭巾頭）を勤めていた。こうした**市明院が吞香稲荷神社に合祀されたというのも、修験が吞香稲荷神社に関与していた可能性を示唆していると思われるのである。**」（橋本裕之、前掲書、10頁）

「冬の夜神楽」

- ・「もう一つだけ山伏神楽の痕跡を指摘しておきたい。孫陸は多数の歌を残している。神楽についても**「笛の音は花散りたりと聞こゆなり 雪にふけゆく冬の夜神楽」**という歌が知られているが、今日の神代神楽に関して「冬の夜神楽」というような状況は存在しない。夜神楽という表現はいかにも山伏神楽を思わせるのである。この歌が詠まれた時期は不明である。だが、孫陸は文化9年（1812）に誕生して明治24年（1891）に逝去しているから、東泉が「陸奥の土風」を描いた時期とも重なる。東泉は本名を熊太郎といい孫陸の弟だった。孫陸が見た神楽と東風が描いた神楽を同一視していいかどうかは措くとしても、どちらも山伏神楽的要素を少なからず感じさせるのである。／そういえば、孫陸の孫に当たる田中館愛橋も「心ある人のうたげの夜神楽にこたまにぎおう 吞香の森」という歌を残しており、やはり夜神楽という表現が見受けられる。田中館は安政3年（一八五六）に誕生して昭和27年（1952）に逝去しているから、やはり東泉が「陸奥の土風」を描いた時期とも重なる。いずれにしても、かつて吞香稲荷神社において夜神楽が奉納されていた可能性は大きいと思われる。それはどのような神楽だったのだろうか。」（橋本裕之、前掲書、10頁）

4 神代神楽の復活

明治30年代以降か

- ・「本田が神代神楽について「一度その舞が絶えたことがあり、程経て古い人達の記憶を辿り、漸く再興されたものらしく」というのは、森口も中田も認識していないが、明治30年代以降の出来事だったようである。正確な時期を特定することはできなかったが、孫陸が逝去した後、子の小保内定身や孫の小保内謙吾（定身の甥であり養子として迎えられた）はどちらも国学者であり、幕末に開設されて後に藩校として位置付けられた会輔社に注力したため、神職として奉仕することがなかった。この時期、第6代宮司である小保内儀兵衛定重（第2代宮司も同名だが別人）の玄孫である小保内文弥が第10代宮司として宮司職を預かっているが、**神代神楽はしばらく中断していたようである。その時期ははっきりしないが、明治30年代以降、大正初期にかかる約20年間だろうか。**」（橋本裕之、前掲書、10頁）

小保内樺之介の尽力

- ・「だが、謙吾の子である小保内樺之介が東京の皇典講究所で学び、大正9年（1920）に神職として帰京する。後に福岡町長も勤めた樺之介は文弥の後に第11代宮司（当時は社司）に就任するが、神道家として知られる川面凡児の弟子であり、自身も神代文字の研究者としてよく知られていた。そして、**神代神楽を復活させることにも尽力したのである。この復活劇は「吞香稲荷神社里神楽之起元」に記録された順末を思わせる逸話によって彩られている。実際はお手伝いとして小保内家に入りし女性に口太鼓を記憶していたので、舞や笛を記憶していた人たちにも協力してもらった上で、樺之介が記紀に依拠しながら現在の演目を構成していったらしい。**」（橋本裕之、前掲書、10-11頁）

中田功一の所説

- ・「中田も「小保内道彦の祖父・樺之助（ママ）の時代（大正年間）にはずたれていたらしいが、近所の老女が聞き覚えていた口太鼓や振付を樺之助（ママ）が聞き出し、昭和初期に復活させた。」と書いている。具体的な時期ははっきりしないが、私が道彦にインタビューしたさいもこうした内容をうかがうことができた。だが、中田は「元治2年（1864）以前に、多賀神楽と同じく盛岡藩の殿様の命令によって山伏神楽的要素と江戸舞的要素とを払拭し、古事記神話に同化させて神代神楽に改組した社風神楽である。」という先入観に縛られてしまって、せっかくこうした逸話を聞き取ったにもかかわらず、神代神楽がこの時期に経験した事態を正しく把握していない。実際は山伏神楽的要素と江戸舞的要素を払拭したわけでもないが、こうした素地に記紀神話をいわば上書きしたというのが真相だろう。」（橋本裕之、前掲書、11頁）

山伏神楽的要素と江戸舞的要素

- ・「ここでも直接は関係していなかった女性が神代神楽の伝承において大きな役割をはたしていることは重要である。だが、この逸話は神代神楽が山伏神楽的要素と江戸舞的要素を必ずしも払拭していない消息を知らせているという意味においても重要である。森口が「元治二年以前に、山伏神楽的要素と江戸舞的要素とを払拭し、あるいは純粹の古事記神話に同化せしめて、いまのいわゆる神代神楽に改組したものらしい。」といい、中田も「元治二年（一八六四）以前に、多賀神楽と同じく盛岡藩の殿様の命令によって山伏神楽的要素と江戸舞的要素とを払拭し、古事記神話に同化させて神代神楽に改組した社風神楽である。」というのは、本当にそうなのだろうか。／元治2年以前説が成立しないことは前述したとおりであるが、**神代神楽が復活した経緯を見ても、山伏神楽的要素と江戸舞的要素は明治に入っても払拭されていないどころか、依然として神代神楽の素地を形成していると考えられるのである。**」（橋本裕之、前掲書、11頁）

神話の純粹性と莊重性

- ・「森口は「近年高齢で亡くなられた宮司の小保内翁は、多賀神楽江戸舞のユーモラスな所作や誇張された感情表示を嘲笑して神代神楽にそれがないことを自慢しておられた。そういうものを払拭して神話の純粹性と莊重性を上品に保とうとしたのであろう。」という。小保内翁というのは樺之介であるが、森口が樺之介の姿勢に対して懐疑的な所説を展開していることに少なからず驚かされる。／もちろん樺之介は神職である以上、「神話の純粹性と莊重性を上品に保とうとした」としてもおかしくない。神楽を記紀神話に淵源するものとして考えたのは当然だろう。神代神楽という名称じたいもこうした消息を示唆している。たとえば、樺之介は大嘗祭が斎行されるさい、悠紀殿と主基殿において「神秘的御鈴の行事が、取り行はせらるゝと故事類苑に記されてあります。その鈴は、深紅の一本の絹の紐に、九十九個の御鈴が附いて居つて更に握り瘤太の紐になつて居るとの事があります。」と述べた上で、こう続けている。」（橋本裕之、前掲書、11頁）

小保内樺之介『千古の疑問 物部家秘伝の天津祝詞の太祝詞の解説 外数題』

- ・「此の鈴を振るには神秘的な行事がありまして、内掌典以外には知るものがないと云はれて居りますが、行事の進むに従つて、此の九十九の鈴は、遂に一つの音に統一されてしもうと承ります。その時御神楽も、最後の秘曲の一曲が奏せられ、秘曲とは、文字通り秘密の極で之を奏する時は、奥深く仕へ奉る楽人をも、百歩の外に遠ざけられ、唯之を奏する一子相傳の楽人のみが神前に進んで奉仕すると云ふ事でもあります。その秘曲は、如何に神秘的なものであらうと誰れしも考へるであらうが、處が此の秘曲は歌はざるの曲、奏なでざるの曲で、即ち之を奏する時は、少しも音を發しないものである。音を發せずと雖も、神音、漂渺として皇祖の神靈に通ずるのであります。」

神楽の原風景

- ・「榊之介は「これが、日本の音楽の極致であります。かくの如くにして御鈴の響く間、天皇は、約十分間、皇祖皇宗の御神前に、御平服遊ばさると漏れ承つて居ります。」ともいうから、御神楽に対する格別な心情を抱いていた消息が偲ばれる。じっさい、榊之介は「神楽殿で道子、里子二人で鈴をもつて踊る夢を見てむ」として、「久方の天戸開きの御神楽を鈴の音高く舞を夢む」という一首を残している。道子と里子は榊之介の娘であるが、岩戸開が榊之介における神楽の原風景であることはまちがいないだろう。即座に新海誠の『君の名は。』における三葉と四葉の姉妹が神楽を舞う場面を彷彿させるが、これは榊之介のみならず多くの人々にとっても神楽の原風景だろうと思われる。」（橋本裕之、前掲書、12頁）

58

『君の名は。』の神楽



59

「宗教づうのはみな同じ」

- ・「だが、榊之介は「仏教の弥勒、キリスト教のキリストの再臨、ユダヤ今日のメシヤの降臨、ババイ教の大聖師等皆然りで、これは異名同人である」と、私は信ずるものである。この救世主は天国即ちシオンと呼ばれる日本即ち天体十二宮の星座中の、摩羯宮の下に生れ給ふと云はれて居る。」という。また、道彦も私のインタビューに対して、「榊之介はとにかく宗教づうのはみな同じだと。一つ。それが要するにその場所によって違う形だからね。だから仏教だろうが、キリスト教だろうが関係ないんですよ。要するに神様は一人なんだと。それが形を変えて、いろんな神様になって出てきてたがらす。」と述べている。榊之介はあらゆる宗教がそもそも同一であり、地域によってさまざまな形態として表出したと考えていたわけである。」（橋本裕之、前掲書、12頁）

60

払拭か温存か

- ・「そうだとしたら、榊之介が「多賀神楽江戸舞のユーモラスな所作や誇張された感情表示」を排除するような慎重な姿勢に終始していたとも思われない。じっさい、神代神楽における山伏的要素と江戸舞的要素は今日でも温存されているのである。もちろん「古事記神話に同化せしめて、いまのいわゆる神代神楽に改組した」のはそのとおりだろう。だが、本田が指摘しているとおり、「社司小保内氏等の談により察するに、この地神楽の舞ひ方も大方は江戸神楽風になつてゐて、七拍子の山伏神楽の舞の面影は殆どないらしい。つまり詞章も舞も自づと改つてしまつた」としても、「山伏神楽的要素と江戸舞的要素とを払拭し」という事実は確認することができない。」（橋本裕之、前掲書、12頁）

59

5 神代神楽の名称

神代神楽という名称

- ・「大正14年（1925）、小保内家に連なり貴族院議員だった田中館愛橘たちが尽力して、吞香稲荷神社の神楽を「神代神楽」と称した上で帝国議院に保存費を請願した。満場一致で採択されたが、議院が解散したため流れてしまった。神代神楽という名称は、榊之介が神代文字を研究していたことを考えたらうなずけるだろう。相馬は当時の経緯について、「吞香稲荷神社の神楽は、里神楽とか古代神楽と呼ばれていたが、演技、内容から全国の神楽からみて文化財として価値ある神楽である。」ため、「この神楽を永く保存することを願う者が多く、神官の小保内氏はじめ神楽連、氏子等が相談し、当時、地元出身で東京帝国大学名誉教授の田中館愛橘博士、衆議院議員の柏田忠一代議士の尽力により、大正十四年（一九二五）二月の帝国議院に、吞香稲荷神社神楽を「神代神楽」と新に命名して、神楽保存の費用として一万円の補助を請願した。」という。」（橋本裕之、前掲書、12-13頁）

60

「国宝的価値ある郷土芸術」

- ・「柏田代議士の請願理由の説明もよく、吞香稲荷神社「神代神楽」は国宝的価値ある郷土芸術であると、満場一致で採択された。」のだが、「この国会が解散となり残念なことに補助金はもらえなかった。」という顛末が待っていたわけである。相馬は「吞香稲荷神社「神代神楽」の名は、このとき大正十四年から言われるようになった。」とも述べているが、この一件をどうしても強調しておきたかったらしい。あらためて「神代神楽保存費請願」という項目を立てた上で、くわしい経緯を説明している。」（橋本裕之、前掲書、13頁）

61

相馬福太郎『二戸の神楽』③

- ・「郷土出身の田中館愛橘博士は、青年の頃から吞香の森にこだまする神楽の音色に関心をもち、自らは笛をもってこれに合わせていた全国の民俗芸能にも興味をもち観察したが、郷里の吞香稲荷神社の神楽ほどわが国に相応しい神楽はない。この神楽は日本の国としても是非保存して行かなければならないと、神官の小保内榊之介氏をはじめ郷里の有志と相談をして、博士の考えていた通り、神楽の名前は「神代神楽」とし、保存費請願書の国会提出は、当時衆議院議員である金田一出身の柏田忠一氏に頼んだと思われる。国会にも田中館博士が請願書を提出したと言う人もいるが、博士は大正十四年の秋に貴族院議員になっているので、国会で活躍されたのは柏田忠一氏と思われる。大正十四年春の神代神楽保存費の請願した際、帝国議院において満場一致で決定した。」

62

「じんだいかぐら」

- ・「神代神楽という名称は神代の神話に取材した神楽を意味しており、各地で用いられている。したがって、固有名詞ともいえないのだが、固有名詞として用いられている場合も見られる。『民俗芸能辞典』は市場神代神楽について「神奈川横浜浜市鶴見区市場町、市場熊野神社の神職は萩原宣通とその子で日枝神社の神職萩原武典らが演じる神職系の神代神楽で、江戸の神事舞太夫系の里神楽と同様仮面の黙劇である。」という。また、榛名神社神代神楽について「群馬県群馬郡榛名町の榛名神社に伝わる神楽で、元旦の歳旦祭（小神楽）や5月5日の端午祭（太々御神楽）をはじめ1・15日の月次祭など折り折りの機会に神楽正面の高床の常設神楽殿で奉納される。」という（群馬県群馬郡榛名町は現在、群馬県高崎市榛名山町）。どちらも「じんだいかぐら」と読む。」（橋本裕之、前掲書、13頁）

63

「しんだいかぐら」

- ・「相馬は「**神代神楽**」の呼び方は「**ジンダイカグラ**」か「**シンダイカグラ**」かはっきりしないが、一般的には「**ジンダイカグラ**」で、二戸の吞香稲荷神社では「**シンダイカグラ**」とにこらない。」という。**神代文字**は「**じんだいもじ**」と読むのが通常であり、**神代神楽**も一般的に「**じんだいかぐら**」と読むから、**神代神楽**を「**しんだいかぐら**」と読ませている特別な理由が存在するのだろうか。差別化することによって、**神代神楽**の価値を高めようとしたのかも知れない。**榊之介**が**神代神楽**という名称を考案したことはまちがいないだろう。**神代文字**の研究者である**榊之介**にとってみれば、**神代神楽**は**神代文字**の生きた表現だったのかもしれない。」（橋本裕之、前掲書、13－14頁）

164

神代神楽の盛衰

・「『二戸郡誌』は「神楽の公演は、毎年九月五、六、七の祭礼に（昔は八月二十七日、八日）神楽殿で行い、一般の観覧に供している。且ては、青森、八戸、九戸等の来観者もあり、また、最も盛んであった大正十四、五年ごろは、遠く仙台、盛岡、三戸、三本木、五戸、八戸からの依頼によって出張公演した。」という。神代神楽という名称が考案された大正14年ごろは県外の観客が来観するのみならず、県外の公演も実施されたというから、神代神楽の最盛期だったと考えられるだろう。／『二戸郡誌』は「神楽の衣装と面の殆どは南部利敬公の奉納品で高価なもの、衣裳十点、面二十余種がある。」が大正十一年、稲荷神社に所属する敬神婦人会と、町有志によって衣装の補充が行われ、九月一日には大々的に奉納式が行われた。」ともいう。当時、奉納された衣装は「1友羽二重振袖4枚、2白綾子、3南天砂金刺繍1枚、4妻老縮振袖1枚、5女袴一領、6男袴一領、7麻のオロチ着一枚、8女女袴四領、9外下着八枚、小物数種。」だった。こうした陸盛は神代神楽という名称にも後押ししているといはずである。**だが、戦後は次第に衰退していったようである。**」（橋本裕之、前掲書、14頁）⁶⁵

神代神楽の映画化

- ・「それでも一般の関心を集める話題もいくつか存在している。『二戸郡誌』は「終戦後、古い伝統をもつこの種民芸は次第に衰退し、一般の興味と関心を失いつつあったが、偶々昭和卅七年、町内有志より十数本の帯の寄附があったので、これをもつて衣裳や袴を新調して面目を改めることができた。」という。そして、「丁度そのころ、（同年五月）中部日本ニュース会社で、十和田観光と、新観光路線の紹介をかねて、神代神楽を撮影して全国に紹介した。」ともいうのである。後者の出来事についていえば、相馬も「昭和三十七年五月九日の神代神楽保存後援会の『神代神楽の映画化について』の記事」を紹介している。残念ながら原典を見つけることができなかったのですが、相馬が引用した部分を掲載しておきたい。」（橋本裕之、前掲書、14頁）

相馬福太郎『二戸の神楽』④

- ・「わが郷土福岡町に鎮座する吞香稲荷神社古来から伝承されてきた神代神楽は、嘗て大正十四年の春 柏田忠一代議士の紹介で帝国議會に保存費請願書を提出して満場一致を以て採択に決定した。全国的に珍しい重要無形文化財的価値ある郷土芸能である。／この度中部日本ニュース会社に於いて、観光十和田湖の風光と、未だ世に知られざる新観光路線の紹介を兼ねて戸来のキリストの遺跡と伝説を学問的に実証する意味をも含ませて撮影し、神代神楽も第二回ニュースとして、全国的に紹介宣伝するため 五月九日午前十時より映画班が来社の上吞香稲荷神社神楽殿に於いて「鶏舞」「天岩戸開」を撮影する運びとなったものである。」

67

[illegible]

「アイモ風土記 古代を秘める高原—十和田湖—」

- ・「原生林におおわれた十和田湖東南部の高原地帯は、湖がまだ山であった数千年ものむかし人類最古の文明が栄えていたという説とともににもさまざまな石の遺構があります。／縄文文化の時代よりもっと古い時代に先住民たちが、石を中心にした相当大文化をもっていたというもの。重要史蹟でありながらその意味も年代も全く解明できない大湯の環状列石。「ドコノ森」に発見された古代文字といわれる亀裂の入った不思議な石。／日本版ピラミッドといわれる「大石土」の巨石。／これらの石は、石文化の遺産であるとする反面、解明する手掛かりもなく、謎の石として数々の伝説を生んできたのです。／こうした古代文化の謎を背景に、岩手県福岡には、出雲神楽の先祖という「岩戸開き」なる神楽が伝わり、また、秋田県花輪には、岩戸で開いたニトリの子孫が伝わっています。／古代文化を思わせる謎の数々は、この地方を神話と結合させ、素朴な伝説とともに神秘的趣きをみせています。」

49

[illegible]

「研究家の小保内さん」

- ・「プレスシートの内容と実際のニュース映画は一部異なっている。たとえば、「大石土」は誤植だろうか。実際は「大石神」である。また、「秋田県花輪」には、岩戸で開いたニワトリの子孫が伝わっています。」という部分は、ナレーションにおいて花輪という地名が削除されているため、福岡の話として扱われている。だが、最も興味深い箇所は「研究家の小保内さんは古代文字に結びつけます。」の後に、樺之介が「いかなる学者でもすよ、人工を加えたんだと、こういつておりますよ。日本の歴史というものは、二千五百年や二千六百年というのは先頃だ」という映像が挿入されていることだろう。」（橋本裕之、前掲書、16頁）

71

神代の神話を現代に蘇らせる神楽

- ・「榊之介がこのニュース映画の構成にどのくらい深く関与していたかどうかはわからない。実際はインタビューを受ける様子が使われただけかもしれない。だが、神代神楽はこのニュース映画において古代、というよりも神代に結びつけられることによって、神代の神話を現代に蘇らせるという意味を付与されている。したがって、神代神楽は「法事を楽しむお百姓さんの屈託のない表情」とも同じく「太古の姿を今日に伝えるものというべき」であり、神代の神話を演じることによって、今日に神代を現前せめているのである。榊之介がそのような遠大なビジョンを抱いて、神代神楽という名称を考案した可能性は大きいはずである。」（橋本裕之、前掲書、16頁）

6 神代神楽の機会

中田功一「神代神楽」①

・「吞香稻荷神社の年中行事に合わせて神楽を奉納したり、楽を奏したりしている。元旦祭に、神楽殿で神子舞や鶏舞など神楽を二～三曲奉納する。二月の旧正月に行われる年占行事「釜鳴神事」には楽を奏し、同じく五月初旬に行われる「湯立神事」にも楽を奏す。九月初旬の三社祭（秋葉神社・愛宕神社）、十一月二十三日の新嘗祭にも神楽を奉納する。／この神楽は、吞香稻荷神社に直属する芸能で、神楽を舞うことはなくても楽を奏することが多い。」

探湯祭の「巫子舞」

- ・「森口は「昭和四十二年五月二日の春祭に参詣したときには、神楽殿で神楽を舞う前に、本殿で巫子舞が行なわれた。」と述べている。実際は「福岡の吞香稻荷神社境内で春の恒例行事として昭和四十五年五月二日探湯（くがたち）の式が行なわれた。三つの鉄釜で沸かした神水を竹と幣束でかきまわし、竹の葉で参拝者に振りかけ、豊作・大漁・海上安全・家業繁栄を祈った。湯立そのものは民俗芸能とよばれるほどのものではない。」という。また、森口はこの「巫子舞」について、こうも述べている。」（橋本裕之、前掲書、17頁）
- ・神代神楽は全体として採物神楽に分類されるだろうが、この部分についていえば湯立神楽であり巫女神楽でもある。

森口多里『岩手県民俗芸能誌』①

・「山伏神楽ではないが、福岡町の吞香稻荷神社の春祭に、神楽殿で神社伝承の神代神楽を演ずるに先立って、祭壇の前で巫子舞を舞うたのを見た。神楽はもちろん男性が演ずるが、この巫子舞は宮司の娘さん（未亡人）が舞うた。長ザイに鉢巻をし、お多福面をあて、天冠をいただき、身には赤の衣に赤の袴、その上に千早を着している。右手に鈴、左手にシデのついた笹をもち、先ず鈴と笹とで舞うてから、採物を祭壇の前におき、次いで下舞となる。下舞では左手に扇をもって舞う。開扇は親骨をもつ。」

「巫子舞」

- ・動画を視聴する（3分25秒）。



7 神代神楽の演目

元治2年の言立

- ・「森口は小保内家に伝わる元治2年の言立に列記された演目について、「葦牙舞」2人、「七代舞」10人、「御子初舞」11人、「山神舞」1人、「御祓舞」4人、「国君舞」「五男三女舞」10人、「鶏舞」5人、「岩戸開舞」8人、「種取舞」3人、「大蛇退治舞」4人ほか大蛇、「大國舞」3人、「国治舞」13人、「大三輪舞」2人、「国譲舞」4人、「命摘舞」6人、「三種舞」10人、「天降舞」11人、「機織舞」3人、「無戸室舞」6人、「釣舞」10人、「疫病退散舞」6人、「三勾舞」4人、「高志山代軍舞」4人、「出雲幸舞」12人、「熊曾退治舞」「東悪人退治舞」「新羅行幸舞」「角鹿舞」「木旗舞」「経書渡舞」7人をあげている。」（橋本裕之、前掲書、21頁）

「現在演技可能なもの」

- ・「『二戸郡誌』は「現在演技可能なもの」として、「葦牙舞」「潔祓舞」「五男三女舞」「雞舞」「岩戸開舞」「大蛇退治舞」「国治舞」「国譲舞」「機織舞」「無戸室舞」「疫病退散舞」の11演目をあげている。また、森口は「現在演じ得るもの」として、「葦牙舞」「御祓舞」「鶏舞」「岩戸開舞」「種取舞」「大蛇退治舞」「国治舞」「機織舞」「疫病退散舞」の9演目をあげており、「やればやれるという程度のもの」が「五男三女舞」のみ。残りの演目は「消滅したもの」であるという。」（橋本裕之、前掲書、21頁）

演目数の減少

- ・「また、中田は「現在、演じることのできる演目は、神子舞、祓祓舞、鶏舞、岩戸開舞、都はじめ舞、大蛇退治の六演目。復活可能な演目は国譲舞、国治舞、機織舞の三演目である。」といい、言立に列挙された演目について「現在の演目名と異なっている表記もあり、内容については不明なものもある。」とも述べているが、全体的な傾向として次第に演目数が減少していることがわかるだろう。」（橋本裕之、前掲書、21頁）

「葦牙舞」

- ・「森口は元治2年の言立において「葦牙舞を舞曲の真先に置くのは、天地分れし時「葦牙のごと萌え騰る物に因りて」神々が生まれ給うたという縁因によるのである。」という。だが、これは言立に列挙された順番であり、実際に演じられる順番を意味しているわけでもない。「葦牙舞」は現在こそ演じられていないが、天之常立神と国常立神の二人舞である。森口はどちらも「男面・長ザイ・狩衣・袴・右手に扇」という衣装であることを報告しているから、「陸奥の土風」に描かれている演目が葦牙舞だろう。国香は「やがて現われた若者、大蛇、そして格闘の大乱舞。大蛇退治の一幕である。」であると書いているが、大蛇はどこにも描かれていないから、何かの間違いであろうと思われる。」（橋本裕之、前掲書、21頁）



中田功一「神代神楽」②

- ・「神子舞は前触れや浄めの意味もあるので最初に演じる。演ずる順序に特に定めはないというが、多くの場合、神子舞に続いて禊祓舞、鶏舞、岩戸開舞、都是じめ舞、大蛇退治舞の順で回れる。年明けとともに行なわれる元旦祭では、神子舞、鶏舞、大蛇退治舞が演じられることが多い。」

「吞香稻荷神社神代神楽・言立、歌」

- ・「『二戸郡誌』は6首の神楽歌を紹介した上で、神楽歌が披露される実際の状況について「御祝のときは オモシロヤ と唱へ 悲しみのときは インインサ とおしまいに調子をとる」ことを指摘する一方、葦牙舞・岩戸開まい・無戸室舞の三演目に関して神楽歌と言立を紹介している。そして、本稿に付した「吞香稻荷神社神代神楽・言立、歌」にも「葦牙舞」「禊祓の舞」「岩戸開の舞」「大蛇退治舞」「鶏舞」「宮古初の舞」「巫女舞」「無戸室舞」「国治舞」「国譲」「御獅子舞」の神楽歌と言立が掲載されているので参照してほしい。神楽歌は数多く記載されている。実際の状況についていえば、芸能も見ておきたい。中田が4演目に関して報告している。」（橋本裕之、前掲書、22頁）

中田功一「神代神楽」③

- ・「『神子舞』は、なにも持たないで出てきて、神前に供えてある鈴・笹・扇を持って踊る。最初は鈴と幣束のついた笹を持って踊り始め、次に鈴と扇を持って踊り、四方八方を祓う。最後は神前に採りものを置いて素手で退場。／「禊祓舞」は、伊邪那岐命と幣束のついた竹を持った他の神々（八十福津日神・神直毘神・大直毘神・伊豆能売神）がゆっくり出てきて勢揃いする。言立が神々を紹介し、中央に集まり、扇子を腰に差し、竹を持って祓いながら舞う。後半は動きが早くなる。／「鶏舞」の三人は杜鳥・一人が杜鳥。扇子と鈴で踊る。思兼命が鶏を鳴かせる意味を告げる。／「岩戸開舞」の天宇受売命の踊りは、神子舞のような踊りである。多力男尊が岩戸を開け、天児屋根命が、もう岩戸に入らないようにと祝詞を奏上する。伊斯古利度売神・玉祖命・天児屋根命・布刀玉尊・多力男尊・天宇受売命の四人で祝舞（したまい）という最後の踊りをする。」

シタマイ

- ・「シタマイは現在、「岩戸開舞」と「大蛇退治舞」のみで演じられている。だが、シタマイは必ずしも古くないようである。実際は権之介が発案して「岩戸開舞」と「大蛇退治」の最後に祝いの舞として付加したという。そもそも神代神楽の演目は最後に神楽歌に合わせて舞うのが基本である。だが、この2演目はどちらも登場する神々が物語を演じたら終わりであり、最後に神楽歌もなければ舞もなかったため、終わり方が少しばかり物足りなくなかった。もちろんかつては一日に演じる演目数が数多かったもので、それで終わってしまったにもかかわらず、次第に2、3演目に減少した結果として、時間の余裕ができたため、全部盛り込もうというわけで、他の演目に倣って最後に神楽歌に合わせて舞う趣向が新しく付加された。これがシタマイであり、祝いの舞として位置付けられたのである。」（橋本裕之、前掲書、23頁）

マイクツシ

- ・「ところで、シタマイもかつては面を付けて舞っていたが、外した方が楽だからという理由で4、50年前に面を外して舞いはじめて今日に至っている。森口は「大蛇退治舞」の最後に演じられる「まいくづし」について、「面を外してから舞をマイクツシまたはシタマイとよぶ。（この日は元の型にしたがって素装だけは面をあてたままであった。）／一同二列に向かい合って舞い、あるいは入れちがって舞い、あるいは一列になって舞う。最後に四人幕の前に立ち、謡かかろ。舞いおさめたり 千代のみかぐら 千代のみかぐら ドンドンドン」という内容を報告している。」（橋本裕之、前掲書、23頁）

シタマイという名称

- ・「それにしても、シタマイという名称は何に由来しているのだろうか。下舞は山伏神楽において「権現舞」の前に舞うものであり、神を降ろすべく場を祓い清める役割をはたしていると考えられる。こうした下舞は二戸市を含めて広い範囲で確認することができる。だが、神代神楽におけるシタマイは名称こそ一致しているが、まったく異なっており、むしろ早池峰神楽において後半に面を外して舞うクズシによく似ている。早池峰神楽におけるクズシはこう説明されている。」（橋本裕之、前掲書、23頁）

『早池峰神楽：神楽鑑賞ガイド』

- ・「早池峰神楽では、面を付けて舞う演目と、面を付けずに舞う演目とがあります。面を付ける舞では、その面に神が宿っていますので、舞手は神の化身となって祈禱や託宣を行います。これを「ネリ」と呼んでいます。／神舞などでは舞の後半になると、舞手は面を外し美しく速い舞を舞います。これを「クズシ」といい、舞手が人間に戻って神様に捧げる喜びの舞であると言われています。なお、演目によっては舞手が最後まで面を外さずに舞うものもあります。」

令和4年10月15日(土)
10時～

機を織る所作

- ・「ところで、「機織舞」は機を織る所作が含まれている。その部分は以前の記憶をたどりながら固めていったのだが、実際に機織の様子も見学してヒントを得たということだった。小保内智子は澤藤伝次郎に「機織舞」を一度だけ習ったというが、宮司宅に機織機があり、小保内道彦の祖母に機を織る手順を覚えてもらったそうである。「こちらのお婆さんが「智ちゃん、ほんでねえんだい。こう、あの、オサにサシ入れる時はここを抜けて、こうやってやるのなんだい。両脇にかけるときは、こうやってやるのなんだい。」って、それはあの、こう、教えていただいたっていうお婆えはあるんですけど。」ということだった。当初こそ何となく聞き流していたのだが、この話は地域社会における集合的な記憶にかかわっている。」（橋本裕之、前掲書、26頁）

100

小保内家の内職

- ・「かつて機織は小保内家にとって重要な内職であつたらしい。天保5年（1834）に誕生した定身と国分氏の出である母キエの逸話を紹介しておきたい。「このころの小保内家は貧しかったので、国分氏がこれを見かねて、機を織って家計を助けたが、定身も、織糸を繰ることをしたが、そういうときでも、常に膝に本をおいて勉強するという風であった。これを見て国分氏は嘆息して「吾家貧なるの故を以て児をして女子の業をとらしむ、孟母に恥ずる大なり、今より後、繰らしめず」といってこれをやめさせようとしたが、定身はこれを止めなかった。」というのである。そして、福岡に機織を広めたのも定身だった。」（橋本裕之、前掲書、26頁）

101

高橋九一編『小保内定身と会輔社の業績』

- ・「定身は安政年間江戸に遊学中藩命に依って江戸屋敷門外で機業を研究したが光年福岡に帰り京都の西陣の職司藤吉なる者を聘して機業を起し藩主権少将公の衣冠を織るの命を賜うことになった。又常州の喜兵衛なる者を呼んで盛大なる機業を起し己れの家人となせしが後これを藩に勤めて扶持せしめ業を盛岡に起さしめた。今日の南部白縮緬の元祖はこれなりと云う斯くして定身の妻国分氏は六十余人の子女を養うて機業を教へ同地方の産業を盛大ならしめた。」

102

地域社会における集合的な記憶

- ・「機織は小保内家のみならず福岡にとっても重要な産業だったのである。したがって、神代神楽において「機織舞」を復活させたことは、**図らずも地域社会における集合的な記憶を掘り起こす契機としても重要であると考えられる。**この演目が今後どう伝承されるかは、もちろん当事者に委ねられている。だが、「機織舞」は地域社会における集合的な記憶に深く根ざしているという意味において、神代神楽の過去・現在・未来を最も端的に表現しているともいえるだろう。」（橋本裕之、前掲書、27頁）

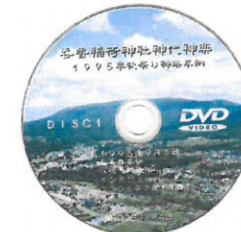
103

9 おわりに

104

高瀬忠太郎のインタビュー

- ・動画を視聴する（5分4秒）。



105

神話の内容と神楽の演技

- ・「中田も「アクロバチックな演目が少なくなった現在においては、神楽の内容（というより神話そのもの）が観客に理解できない点が不利な要素になっている。加えて多くの神楽がそうであるように、歌詞や台詞が被っている面のためにくぐもって、よく聞き取れない。」というのである。／神話の内容が縁遠くなってきている今日だからこそ、やはり神楽の演技が生み出すおもしろさが大事だったのであるか。こうした状況は残念ながら、今日でもあまり変わらないどころか、加速度的に進行している。私はかつて神奈川県相模原市中央区上溝に在住する亀山家が伝承してきた神代神楽（こちらは「じんだいかぐら」と読む）において、「もどき」と呼ばれる道化役が神話の内容を解説することのみならず、観客の関心をつなぎとめることに貢献していた消息を指摘している。」（橋本裕之、前掲書、27頁）

106

橋本裕之「「もどき」の視線一道化からみた神代神楽一」①

- ・「「もどき」は、「天孫降臨」に代表される記紀神話を、親しみ深いものとして言語化し解釈すると同時に、詩的な舞台効果を生み出す。「もどき」を物語る主体の舞台における形象化と捉えるならば、分節化と詩的機能を一挙に実現する媒体として、神代神楽の表現にとって、重要な意味を有することが知れるのである。じっさい、こうした媒介者としての機能は、神代神楽をめぐるいくつかの局面にみいだし得る。／たとえば、「もどき」は、しばしば物語の導入部と連接部に挿入されており、演じられる物語に大きな展開をもたらす要素となっている。「天孫降臨」のばあいだと、「もどき」も独壇場として設定された酒宴が終了した後に、猿田彦のクモキリ（邪気払いの所作）があって、はじめて天孫降臨が実現されるのである。こうした経緯を視野に収めるとき、「もどき」は、物語の緊密な構成を可能にするために導入された紐帯であると理解されるにちがいない。」

107

「もどき」の機能不全

- ・「だが、私は「神代神楽をめぐる環境の変化に伴って、「もどき」がはたしていた機能は、今日では完全に発揮されなくなりつつある。」ことを指摘した上で、「舞台袖で行なわれる太夫による解説を扱うことにしよう。」という。実際は「祭礼の余興として新たに取り入れられた踊りやカラオケに人気が集まり、そのことが神楽の上演形態にも深刻な影響を与えている。つまり、娯楽が多様化した結果、神楽を完全なたちで上演するために必要な時間を維持することが難しくなってしまったのである。」と述べて、こう続けた。」（橋本裕之、前掲書、28頁）

108

橋本裕之「『もどき』の視線一道化からみた神代神楽一」②

・「そのため、物語のあらすじにあまり影響を与えない部分を省略することで、所要時間の短縮が計られるようになる。とくに、直接物語と関係のない「もどき」は、活躍する場面を大幅に制約されて、解説に相当する役割をはたすことができなくなってしまったのであった。太夫による解説が必要になってきたのは、そのような経緯によるどころが多かったと思われる。もしも時間に余裕があったならば、「もどき」の出番を減らす必要はなかったはずだから、解説を入れなくてすんだかもしれない。」

109

「もどき」から解説へ

・「また、「解説の登場を促す要因として、さらに観客自身の変質も忘れてはならない。」だろう。私はいくつかの理由が重なることによって「神楽の内容を理解しようとする傾向が生じてきたようである。」と述べており、「具体的には、通りすがりにちょっと立ち止まるといったケースがなくなり、私じしんがそうであるように、一幕を通して見る人が増えてきたのである。そうすると、観客の側に物語（＝記紀神話）に関する説明を求める声が大きくなっていくのも、当然の成り行きとして首肯できよう。その声は、神代神楽の在り方をラディカルに組み換える契機であったとともに、「もどき」の自由闊達な身体がやがて物語性の圏内に吸引されて衰弱してゆく過程の予兆でもあったのである。」という。いずれにしても、神話の内容がわからないから解説してほしいという観客の要望を受けて、「もどき」の役割は次第に新しく考案された解説に移行していったわけである。」（橋本裕之、前掲書、28頁）

110

神代神楽を取り巻いていた場の雰囲気

・「一方、呑香稲荷神社の神代神楽は「もどき」もなければ、現在の段階に關していえば解説もない。「もどき」を登場させることは考えられないとしても、解説を付加することは可能かもしれない。だが、それは神楽の演技を衰退させて、神楽じたいのおもしろさを手放してしまうことにもつながりかねないだろう。だが、神楽は演者によってのみ成立するものでもない。観客の影響力がきわめて大きいことに触れたばかりだが、「陸奥の土風」は神代神楽を再生させる大きな手がかりを提供している。すなわち、東泉は絶妙な筆致によってかつて神代神楽を取り巻いていた場の雰囲気を描いており、国香によって魅力的な解説が付されているのである。」（橋本裕之、前掲書、28—29頁）

111

小保内東泉・国香よう子『南部絵巻物一 陸奥の土風一』

・「神楽殿の真ん前で、餅を売る女…。／今日、人出の多いビルの前などに屋台をはる芋売りの婆さんを思わせて、何やらほほえましい。／それ、それ。神楽見物に集まった子らの眼が、いっせいにそそがれる。／一人が手をのべれば、我も我もと、背中の幼な子やお年寄りまでも。／子どもらは、神楽を見るよりたんまりうまいお餅に心をひかれていよう。／一方こちららは、早くも祭酒をきこしめしたご両人、仲良く肩をくんで千鳥足。／両親と手をつなぎ、大はしゃぎの子、父の肩車でじっと舞台を見つめる子…。／幼い子たちは、今宵は満ち足りて、さぞや楽しい夢路をたどることだろう。」

112



113

呑香稲荷神社の挑戦

・「今日、神楽殿の前で餅を売る光景は見られない。「陸奥の土風」に描かれているような活気に満ちた光景も残念ながら見ることができないが、令和年（2021）1月1日に宮司に就任した小保内威彦は、疫病退散を祈願する願掛け風鈴の奉納を募ったり、神代神楽保存会が栽培した節分の福豆を配布する企画を手がけたりしている。こうした試みは神社の境内に賑わいを取り戻す機会としても大きな意義を持っているはずである。そうだとしたら、神楽殿の前で餅を売ったり御神酒を振る舞ったりするのもいいだろう。」（橋本裕之、前掲書、29頁）

114

「神社がにぎやかになること」

・「事務局を担当する小保内一夫は平成24年8月1日に実施したインタビューにおいて、「私の神楽に対する思いってのは、神社がにぎやかになることが、やっぱり意義があるのかなと思って。神社がにぎやかだと、来た人も楽しいんじゃないのかなあと私は思うんです。」と述べていた。神代神楽がそうした場の雰囲気においてこそ享受されてきたのだとしたら、後継者を見つけるためにも観客を引き付ける工夫が必要かもしれない。そもそも神代神楽を見たこともなければ、自分でも取り組んでみようと思うことはないはずである。」（橋本裕之、前掲書、29頁）

115

南部神楽を地域社会に再び埋め込む試み

・「ところで、私はかつて岩手県一関市に多数伝承されている南部神楽に関して、後継者不足を打開する方策として地元の公民館などで上演会を開催する一連の企画を手がけた。「みなさん「後継者が増えない」とおっしゃるのですが、聞いてみると地元では上演していません。地元で見せていないのに入りたいという人が出てくるわけではないので、地元で上演し、少なくとも知ってもらうことから始めたら良いのではないか。」と考えたのである。それは地域社会によって培われた南部神楽を地域社会に再び埋め込む試みだった。いくら対外的な活動を展開していても、地元で披露する機会がなければ、後継者を獲得することが難しいのは当然だろう。」（橋本裕之、前掲書、29頁）

116

神代神楽を育成する関係や環境

・「もちろん神代神楽は地元で上演する機会を手放していないから、捲土重来する可能性は十二分に残されている。こうした「手当としての上演会」の必要性も感じられないかもしれない。だが、私は「上演会は南部神楽をもう一度、地域社会に埋め戻して、地域社会で南部神楽が出来るような関係作りや環境作りをする、手当のようなものです。」と述べている。したがって、復活した「機織舞」じたいも地域社会における集合的な記憶に深くかわるという意味において、地域社会で神代神楽を育成する「関係作りや環境作り」に少なからず貢献するはずである。『岩手日報』や『広報』のへの記事は、そうした気運の一端に触れていたのである。」（橋本裕之、前掲書、29—30頁）

117

ヒント集としての「陸奥の土風」

- ・「私は神代神楽に関しても、あらためて地域社会に埋め戻して、地域社会で神代神楽を育成する関係や環境を整備することが必要だろうと考えている。したがって、神楽殿の前で餅を売ったり御神酒を振る舞ったりすることも、少なからず効果を発揮すると思われる。解説がなくて神話の内容がよくわからなくても、神代神楽が奉納される場に東泉が描いたような穏やかな笑顔が戻ってきたら、神代神楽は今後も安泰だろう。『陸奥の土風』は神代神楽の未来を再想像／再創造するさい参照するべきヒント集とでもいいえそうである。そして、「心ある 人のうたげの 夜神楽に こだまにぎおう 吞香の森」という田中館愛橘の歌があらためて思い起されるのである。」（橋本裕之、前掲書、30頁）

116

陸奥の土風プロジェクト

- ・動画を視聴する（冒頭～）
- ・<https://www.youtube.com/watch?v=nKclEg1Xie4&t=148s>



117



120